

芦屋市スポーツ振興審議会条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>○<u>芦屋市スポーツ推進審議会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき</u>、<u>芦屋市スポーツ推進審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>スポーツ基本法第35条</u>に規定するもののほか、芦屋市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」という。)の諮問に応じて、<u>スポーツの推進</u>に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が<u>委嘱又は任命</u>する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者</u></p> <p>(補則)</p> <p>第8条 (省略)</p>	<p>○<u>芦屋市スポーツ振興審議会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第2項の規定に基づき</u>、<u>芦屋市スポーツ振興審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>スポーツ振興法第4条第4項及び第23条</u>に規定するもののほか、芦屋市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」という。)の諮問に応じて、<u>スポーツの振興</u>に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (省略)</p>

芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案					現 行				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
区分		支給単位	報酬額(円)	旅費の額	区分		支給単位	報酬額(円)	旅費の額
(省略)					(省略)				
<u>芦屋市スポーツ推進 審議会</u>	会長	日額	13,500		<u>芦屋市スポーツ振興 審議会</u>	会長	日額	13,500	
	委員	日額	11,200			委員	日額	11,200	
(省略)					(省略)				
備考 (省略)					備考 (省略)				